

会 議 録

会議の名称	小金井市いじめ防止条例検討委員会	
事務局	小金井市教育委員会指導室	
開催日時	令和2年7月17日午後3時から午後4時45分まで	
開催場所	小金井市役所本庁舎3階第一会議室	
出席者	委員	小林委員長、原田副委員長、松嶋委員、尾高委員、木下委員、山岸委員、前田委員、志波委員、川畑委員
	事務局	浜田指導室長、西尾指導主事、郷古指導係長、増田指導係主事
傍聴の可否	ⓐ ・ 一部不可 ・ 不可	
傍聴者数	3人	
会議次第	1 教育委員会あいさつ 2 新規委員の委嘱 3 事務局からの説明 4 主な協議内容 5 事務連絡	
発言内容・発言者名 (主な発言要旨)	別紙のとおり	
提出資料	(当日配布) 資料1 次第 資料2 名簿 資料3 いじめ防止対策推進条例制定に向けたスケジュール 資料4 小金井市いじめ防止対策推進条例(案) 資料5 小金井市いじめ防止対策推進条例(案)に対する意見	

	<p>1 教育委員会あいさつ</p> <p>2 新規委員の委嘱と新規委員の挨拶</p> <p>小学校副校長会、中学校生活指導主任会の担当変更に伴い、浜田指導室長より山岸委員、前田委員に委嘱状を渡し、両委員よりご挨拶をいただいた。</p> <p>3 事務局からの説明 *事務局より配布資料（名簿、スケジュール、条例案、意見）、条例制定に向けてのスケジュールの確認、今回の協議内容について説明した。</p> <p>4 主な協議内容</p>
小林委員長	<p>10人のご意見に目を通しながら、条例に入れ込んだ方が 良いか、入れ込むとしたらどこか、入れ込まないのかなどを 検討する。パブリックコメントに対するフィードバックは1 つ1つに対して行うか。</p>
事務局（西尾）	<p>はい。</p>
小林委員長	<p>重なっているところもあるから、全体を通して印象に残った ところを確認していきたい。ご覧いただいて、いかがか。</p>
尾高委員	<p>一番多かったのは、初回に話した加害者に対するケアである。 私たちがすっかり抜けていたのを、パブリックコメント で思い出せたので、大変有難かった。加害者に対するケアを 入れ込まなくてはいけなかったと再確認できた。この加害者 に対するケアという意見は大分多いので、真っ先に私たちが 取り組み、どのように加害者に対するケアをすべきか知恵を 絞って出し合うべきであると感じた。</p>
小林委員長	<p>これに触れているのは、1番、2番、3番、9番、10番 か。</p>
尾高委員	<p>加害者にも何かあるのではないか、両方に対してのケアが 今は必要であるということを、パブコメを頂いて大変共感した。</p>
小林委員長	<p>誰がどうするかという具体策としては、7条、8条で、保 護者、学校及び教職員の責務のところ触れている。</p>
志波委員	<p>私もうかつだったと思った。私的なことを申し上げると、 2年前まで保護司をしていた。保護司は犯罪者の社会的更生</p>

	<p>をするという意味では、加害者をそのまま送り出していくということは片手落ちであり、放っておけば再犯するかもしれない。そういうことでは救う必要がある。私もこれを見て改めて思ったことである。</p> <p>他の条例ではあまり載っていないが、大津市、立川市で、後ろの方に、いじめを受けた子、いじめを行った子、そしてその保護者に対する支援ということ載せている。この辺りが1つの落としどころかと思った。大津市は第9条の2項に、行動計画をつくる、(8)にいじめを行った子ども並びにその家庭に対する支援としているが、それほど立ち入った書き方はしていない。立川市は、第12条の第3項、市立学校のところに、いじめを受けた子ども及びいじめを行った子ども並びに当該子どもの家庭に対して必要な支援と書いてある。</p>
<p>尾高委員</p>	<p>パブリックコメントの方々が、そのくらいの回答で良しとしてくれるか。もう少し踏み込んで回答した方が良いのか。</p>
<p>事務局(浜田)</p>	<p>京都市は、基本理念、第3条(2)に、いじめを行った子どもがいじめを行うことになった背景を踏まえた対応が迅速かつ的確に、とある。ここに入れるのはどうか。</p>
<p>川畑委員</p>	<p>いじめをする子どもは、家庭的な背景が大きいこともある。加害者であるということだけではなく、背景についても触れる必要があるのではないか。言葉だけでは受け取り難いかもしれない。</p>
<p>小林委員長</p>	<p>基本理念レベルで対応したい。</p>
<p>尾高委員</p>	<p>後ろの方で少し付け足すだけでは、絶対無理だという感じがする。</p>
<p>小林委員長</p>	<p>バランスを取るという意味では、加害者のことも被害者のことと同じくらいのレベルで取り上げたい。</p>
<p>尾高委員</p>	<p>京都市は、対応が迅速かつ的確に行われることとなっている。子どもがいじめを行うことになった背景を踏まえて対応するというのは、大変良い。バックボーンに何があるのかがつかめないといじめの防止にはならないということ、私たちに投げかけてくれた。迅速かつ的確にということ、基本理念に入れているというのは大きい。誰が的確に迅速にするのか、ケアをどのような手段で行うのかとなるとまだいろいろあるが。これを基本理念に入れ、いじめられた子といじめた子との人間関係を踏まえて、ケアが必要であるということは、とても分かる。</p>

<p>小林委員長</p>	<p>第3条のどこに入れるかということになると、2項と3項の間か。学校の上、でも学校でもやってほしいことである。 NPO法人での話だが、いじめられっ子が来ているところにいじめっ子が来たことがあった。すると、いじめられっ子たちが来たくないと言い出した。それはそうだろうな、しかし、両方に必要である。</p>
<p>尾高委員</p>	<p>かつて私の子をいじめた子は、学校だけでなく様々な機関の方がとても頑張ってくくださったおかげで、私にあったら挨拶するなど、とても変わった。</p>
<p>小林委員長</p>	<p>家庭の事情という話もあるが、そのような機会をつなぎ、的確に支援することで、改善、解決しやすい。被害に遭いつらい目にあった子が、いじめる側に回ることもある。</p>
<p>川畑委員</p>	<p>かなり前のことだが、うちの子をいじめた子というのは世間的にすごく良い子だった。しかしそれは、良い成績を、良い学校にという親のプレッシャーのせいで、同じような成績でおとなしい子をターゲットにしていた。学校ではそのようなところを一切見せなかったの、先生は良い子だと思っていた。けれど、その子は家庭では苦しみ、鬱憤を晴らす場所がなかった。後々いじめが分かったとき、学校ではそういうところが全く見えなかったと先生は謝ってくれた。しかし、保護者会で話題になったが、軽く受け流されてしまった。分かってくれるお母さんもいたので、私たちは救われたが、いじめた子は救われるところがない。いじめられた子もかわいそうだけど、そのような背景でいじめた子もかわいそう。エリート意識の高い親からのプレッシャーというようなケースを学校の先生が見極めるのは難しい。そこを何とかできるような組織というか第三者が入れると良い。今は相談できるところもある。</p>
<p>尾高委員</p>	<p>かつてはスクールソーシャルワーカーもスクールカウンセラーもいなかった。</p>
<p>川畑委員</p>	<p>担任の先生や校長先生に相談することくらいしかできなかった。今はカウンセラーの方などいろいろと手を尽くしてくれるが、見えないところはある。加害者の子もどこかで救ってあげたい。それは前から感じていた。</p>
<p>小林委員長</p>	<p>基本理念プラス学校及び教職員の責務の中に、いじめを受けた場合だけでなく加害の場合も適切に当該児童をと入れるのはどうか。例えば、周りが課題がある子だと感じていても、保護者がうちの子はそういうことはありませんというときは、他の機関につながらない。先程、触れた子は、いじめた子が学校に行かなくなったので、うちのNPO法人に来て</p>

<p>尾高委員</p>	<p>くれたということだが、そうでもない限りなかなか専門機関には行かない。</p> <p>校長には出席停止の権限がある。いじめられた子だけが学校に行けないという状態になるので、出席停止という方法もあるのではないかという議論もある。最悪の場合、調査委員会とか第三者委員会とかを立ち上げたときなどに使われるのかもしれないが、いじめをした子を出席停止にして適切なケアを受ける、専門機関、医療機関、ソーシャルワーカーなどにつなげ、ある程度、環境が改善されたと思われるまでの間は出席停止というのもあると思う。ただ条文に、出席停止を行うことができるかどうかなどというのとは分らない。</p>
<p>小林委員長</p>	<p>オランダでは校長が放校措置をできる。オランダのいじめの調査では、いじめの解決で一番頼りになるのは校長先生であり、親は校長に相談するという話になる。</p>
<p>松嶋委員</p>	<p>いじめの問題をいじめた方にも適用するのであれば、第2条の定義は、いじめられた方に限ることになっている。</p>
<p>小林委員長</p>	<p>限るようにすることで、大元となった法律では、いじめを周りが認識しやすくしている。逆に言うと、被害にあった人たちが過剰に反応し、トラブルが起きるのという話もある。これが設けられた一番の理由は、私は被害を受けたと言え、いじめの事件として扱われ、救われることが増えるということである。この部分は法律から引っ張っているのか。</p>
<p>事務局（西尾）</p>	<p>はい、第2条から。</p>
<p>松嶋委員</p>	<p>今、第3条の2と3の間に入れる話になっている。他にもところどころ、例えば、第7条の学校及び教職員の責務のところには、いじめを受けていると思われるときは迅速に対応する、第8条の保護者のところには、自分の子がいじめを行うことがないように、と書いてある。両方というニュアンスをこの辺りに入れられたら良いと思う。</p>
<p>小林委員長</p>	<p>いじめが起きる前から保護者は頑張っていて、という話のような気がする。</p>
<p>尾高委員</p>	<p>言わば人権教育である。パブリックコメントにも書かれている。いじめている子、いじめられている子、両方の人権を、という要望だと私は捉えた。</p>
<p>原田副委員長</p>	<p>2条の定義を変更するのは、影響が大き過ぎるのでかなり慎重にすべきである。加害者について3条に入れ込むという</p>

	<p>ことについては良いのだろうが、3条のいずれの項もいじめの防止等のための対策についてであるが、いじめの防止等とはいじめの未然防止、早期発見、対処であり、いじめの加害者が出てくる場面というのはいじめの対処に限られるため、その項だけ言及する相手の対象が狭くなる。だから入れてはいけないということではないが、バランスは考えた方がよい。7条、8条の辺りに入れ込むことについては、今はいじめを受けているという受容側だけなので、例えば当事者という形に書き変えると両方が入っていることになるのではないか。コメントの中には加害者のケアについて、かなり具体的に思い浮かべて書かれているものが多い。しかしこの条例では、具体的な施策は他の規定に譲るということで、かなり骨だけ残した構成にしている。加害者のところだけ具体的な施策が出てくると、全体のバランスを失する可能性がある。</p>
事務局（浜田）	<p>小金井市いじめ防止基本方針では、学校における取組の中のいじめ防止の取組に、教育的配慮のもと毅然とした態度によるいじめた児童・生徒への指導、いじめを見ていた児童・生徒が自分の問題として捉えられるようにする取組となっている。更にこれを受けて、学校の基本方針があり、更に細かい取組を定め、いじめた側への取組に触れている。</p>
小林委員長	<p>毅然としたというのが。</p>
事務局（浜田）	<p>このニュアンスは、条例ができた後、見直すことになると思う。</p>
小林委員長	<p>クレームを受ける方の専門家は、毅然として対応するというのはニコリ笑ってNOと言う、それが一番毅然としていっていると言っている。</p>
尾高委員	<p>関係児童・生徒とその保護者が一堂に会しての謝罪、反省、和解の会というものも。加害者、被害者双方の保護者への支援・助言、こういったものが適切に行えると良い。</p>
小林委員長	<p>学校の先生のための研修を教育委員会が行う、そこまで書かなくても良いが、そういう風にしてほしい。加害者のケアということで言うと、私は家庭裁判所の調査官の面接トレーニングを行っている。何か事件が起きたとき、なぜそうってしまったのかというのが調査であるが、それは原因を探っているだけで、本人を内省させることにはならない。振り返り、あのときそうしてしまった自分のことを確認し、今あの時の自分をどのように思うか追いかけて考えさせることが内省である。その方法を先生たちに身に付けてほしいと思う。加害者の子たちに調査だけでなく、少しでも意味のある振り返りをさせる、そういうことが必要であり、それがケ</p>

<p>尾高委員</p>	<p>アになる。そこにつなぐ意味でも、7条、8条、9条辺りで加害者について触れるか触れないか、当事者とするか。</p> <p>保護者も市も全部をひっくるめて。児童等とか保護者等という定義に、当事者を付け加えられるのはどうか。</p>
<p>志波委員</p>	<p>当事者とするとか加害者も被害者もみんな入る関係者となり、曖昧になる気がする。やはり加害者、被害者とすべきではないか。今、8条辺りに入れ込む話になっているが、やはり基本理念ではないか。5条から7条は市や教育委員会などの責務であるが、ここでは必ず基本理念にのっとりと書いてある。これは基本理念に立ち返り、よく考えなさいということだと思う。話が振り出しに戻るが、基本理念に入れるのも1つ考え方だと思う。</p>
<p>尾高委員</p>	<p>基本理念の中に、いじめが起きた後のことも一文入れるのはどうか。難しいか。</p>
<p>山岸委員</p>	<p>この基本理念の中にある言葉は、防止することに限られている感じがする。基本理念に未然防止だけでなく、いじめが起きた後の対応を入れられるのか。</p>
<p>原田副委員長</p>	<p>3条のいじめ防止等とは、2条の2項で定めている未然防止から対処まで全部含めている。事後の対処は1項から4項まですべてに当てはまる。先程話した、加害者を意識した場合というのは、加害者とはいじめが起きた場合に存在するので、対処の場面の話になる。基本理念で定めてもおかしくないが、1から4項は未然防止、早期発見、対処の3つを含む中、対処に限定したものが入るのはバランスとしてどうか。後ろに付ければ良いかはよく分からない。いじめの対処という形にするのであれば、例えば、京都市の第3条（2）を参考にするのはどうか。</p>
<p>尾高委員</p>	<p>4番の意見の中に、未然防止に限るから不適切、いじめ対策推進条例で良いという意見があった。防止だけでなく、防止できなかったときのことを私たちは話し合っている。この意見にある、既にいじめが起こった場合、本人が対象外だと感じて条例の中身にたどり着けない可能性がある、防止にこだわるなら小金井市にいじめが存在することを認めたくないのではないかという適切かつ厳しい意見だ。</p>
<p>原田副委員長</p>	<p>この意見への回答は、防止と発見と対処が並列で、全部含んでいる、防止だけではないということになる。この意見は防止に重きをおいているのではないかという読み方をしているが、これは正確ではないと思う。</p>

尾高委員	<p>この意見は条例案の名前自体がおかしいのではないかという意見である。中身を読めばこれだけのことを載せる、議論していると分かるが、最初から防止なんて付けなくて良いというシンプルな意見である。</p>
志波委員	<p>いじめの防止とは、もっと広く考えることができるのではないか。1つの事件が起こり問題解決したらそれでおしまいではない。加害者のケアの問題が出たが、それでおしまいしたら、加害者はそのままどうなってしまうのか。加害者が再発しないようにとこのところまでフォローして防止ということではないか。</p>
事務局（郷古）	<p>事務局として1回確認したい。 加害者の視点の文言を入れた方が良いという意見が皆さんの御意見かと思いますので、よろしければ、事務局で基本理念に加害者の視点について入れ込んだ案を作りますので、加害者の視点についてはそのような進め方をさせていただいて、次のステップとして、条例名をどうするかというご検討をしていただければと思います。それで条例名称ですが、防止については、法律が防止という言葉を使っている点やいじめの対策として未然防止が何よりも大事という解釈があり、国も敢えて防止等ではなく防止という言葉を使い、メッセージ感を出しているという認識です。 また、いじめ対策とした場合、何の対策なのかというところがあるが、事務局としては、子どもたちへ防止という観点をまず前面に出すというのが1つの提案の理由なのかとは思う。</p>
松嶋委員	<p>委員会名は小金井市いじめ防止条例検討委員会なので、私はずっといじめ防止条例と言ってきた。いじめ防止対策推進条例と書いてあるのもあるが、どうなのか。</p>
事務局（西尾）	<p>委員会名は、いじめ防止条例検討委員会という短めの表現を使ってきた。条例名は、法律に基づいてということもあり、法律の名称からいじめ防止対策推進条例としている。委員会名を必ず条例名にしなければいけないという訳ではない。例えば、八王子市は、いじめを許さないまち八王子条例というように、法律に基づいて条例をつくっているが、法律名とは違う条例名にしている自治体もある。</p>
志波委員	<p>その方が多い。推進をつけていない条例の方が多。ほとんどない。</p>
尾高委員	<p>会津若松もいじめ防止等に関する条例、名古屋市はいじめ防止基本方針、糸魚川市はいじめ防止条例、いじめを許さないまち八王子条例、宝塚市はいじめ防止等に関する条例、仙</p>

小金井市いじめ防止条例検討委員会 会議録（第6回）

志波委員	台市は仙台市いじめの防止等に関する条例、である。東京都は東京都いじめ防止対策推進条例となっている。
尾高委員	これは国と同じである。
松嶋委員	東久留米はいじめ防止対策推進条例、国立市も対策推進条例、あきる野市があきる野市いじめ防止対策推進条例。
尾高委員	名前を検討するかどうか、また決めなくてはいけない。
松嶋委員	大津市は、子どものいじめの防止に関する条例、優しい感じにするのかどうか。国はいじめ防止対策推進法なので、それに倣ったのが東京都、東久留米など。
山岸委員	今は4番の回答を議論しているという認識で良いか。まず、主語がないと書いているけど、主語はある。次に、文言の修正だが、前文の下から2行目の温かい人間関係を人権を尊重し合う関係に変更ということだが、特に大きな問題は生じないので良いと思う。実践に当たって、人権講習やいじめた側のケアは大事だけど条例に書くべき内容や話ではない、ということで、4番の方のパブコメに対しては、タイトル、防止、条例名以外はこれで良いのではないか。
松嶋委員	温かい人間関係のところの温かいというのは主観的な言葉の感覚になると思う。はっきりと人権を尊重し合うとした方が条例としては良いのではないか。
小林委員長	前文はそんなところばかりである。心豊か、夢や希望をもってなど。前文の言葉は今まで5回会議を重ねた中でのキーワードを私が集めて載せた。
山岸委員	過去の宣言などを生かしてきた。
事務局(浜田)	いじめを無くすために温かい人間関係をつくっていききたいので、どこかに残したいという気持ちはある。前文は、みんなが注目するところであり、全体を捉えるところであると考えると、具体的に書いた方が読んだ人たちがつかみやすく、分かりやすいと思う。
山岸委員	いじめのないまち小金井宣言や小金井市いじめ防止基本方針にも入っている、温かい人間関係を築くという言葉を生かしてくれたのだと思う。
山岸委員	人権を尊重し合う温かい人間関係、例えばそのようにすれば、温かいとはどのようなことで、どのようにしてほしいの

<p>原田副委員長</p>	<p>かが見えれば、お互いのことを言っているのだと捉えてもらえる。</p> <p>前文なので、抽象的な表現が使われたらいけないということはないと思う。修正したらいけない訳ではないが、原文でいけないということもない。そういう意味ではどちらでもよい。ただ、夢と希望をもって健やかに育つというのは、いかようにも解釈できるものもある。先程の意見にあった、原文を生かし、人権を尊重し合うを追加というのが良いと思う。</p>
<p>尾高委員</p>	<p>温かい人間関係とは何か。それならばやはり人権を尊重し合う方が、人間関係を築ける。</p>
<p>松嶋委員</p>	<p>温かい人間関係を具体的に落とし込むというのは、遠い目的である。</p>
<p>尾高委員</p>	<p>人権を尊重し合うことで、人間関係を温かくし、自分にも相手にも良いことであるというメッセージになる。</p>
<p>松嶋委員</p>	<p>更に具体的に何をするかとなったら、保護者への人権講習などの話になってくる。条例の前文だから、フワッとしている。</p>
<p>尾高委員</p>	<p>人権を尊重し合うという言葉自体が、フワッとしていると私は思っている。</p>
<p>松嶋委員</p>	<p>人権という言葉が1行目に出てくるので、もう一度、最後にもってきてても良いかもしれない。小金井市の条例は最初に人権、最後にも人権。</p>
<p>山岸委員</p>	<p>第1段落に人権を尊重し合う人間関係、もしくは人権を尊重し合うような社会づくりというような言葉を入れ、下は先程、原田副委員長の発言どおり、夢と希望という言葉と一緒に並べるのはどうか。人権という固い言葉ではなくて、温かい人間関係のままにしておいて、最後の段落はこれから向かっていく子どもたちの社会のイメージを捉えるものにするのはどうか。最後の段落は何となくフワツとしたイメージだけになってしまうが良いか。</p>
<p>志波委員</p>	<p>前文は柔らかいフワツとした内容だが、推進条例という条例名は非常に硬い。マッチするののかという気がする。</p>
<p>事務局(郷古)</p>	<p>条例名は先程、事務局から説明したが、分かりやすい名称が一番適切だと思うので、この場で新しい意見が出てくるのは難しいかもしれないが、今の段階で条例名を変えた方が良いというご意見なのかということ伺えると有難い。</p>

尾高委員	正直言うと変えたい。
松嶋委員	私も変えたい。推進が分からない。
川畑委員	硬いので内容が受け取れないのではないかと思う。どういう言い方が良いかは分からない。
事務局（郷古）	事務局の宿題とする。このような条例名がよいのではないかという意見を頂けると、次回までに出せると思う。前文については先程の、人権を尊重し合う温かい人間関係、という表現に直した形で8月に最終確認と思うが、いかがか。
山岸委員	もし1段落目に入れるとしたら、未来を担う子どもたちが互いを尊重し合い心豊かで安全安心に生きる社会をいかにつくっていく、というように入れるのはどうか。人権尊重という言葉で入れるのは、どうかという感じがする。上に人権という言葉が出ているので、下は温かい人間関係のままが良いのではないか。
尾高委員	多分この意見は、それでは物足りなくて、送ってきたのだと思う。私はこの意見をととても汲みたい。いじめは基本的人権を侵害しているのだから、どうしたら良いかを考え、対策するというのであれば、人権を尊重するというのはおかしくない。
小林委員長	人権を尊重し合う温かい人間関係というのは座りがよい。
尾高委員	人権を侵害しているのだから、それはやめて、尊重し合ったら温かい人間関係を築いていけるというメッセージになる。
小林委員長	そういう形でよいか。それぞれに回答を与えていく訳だが、冒頭にあげた9、10番はそれを組み入れる形でよいか。読んでみてどうか。6番は具体的な施策なので、条例で扱うものではないのではないか。7番もおっしゃることは分かるのだが、予算など行政的な話になる。
尾高委員	8番の方も自分の体験談から提案してくれている。私たちはこのパブリックコメントを次に何かあったときに対処する調査委員会に伝えられるとよい。
松嶋委員	対象は子どもで良いのか。
原田副委員長	定義では、児童等である。

小金井市いじめ防止条例検討委員会 会議録（第6回）

松嶋委員	この条例はそういう立ち位置のものなので、近所のいじめとかは。
原田副委員長	それは法律を受けている。
尾高委員	議会でも、大人から受けた子ども対してのことはパワハラになるという答弁があった。何回か私たちの間でも話になった。今回の条例は子ども同士のことなので、不本意ながら除くのは仕方ない。加害者はどうして加害者になるのかということの中には家庭環境とか色々な背景があるというのが見えてくるという気がする。
原田副委員長	加害者視点については整理ができてきたと思う。今、話になった4、5、6番あたりは、施策レベルというところで整理できる感じだと思う。2番は比較的、回答が容易かと思う。前半の指摘については、現状は順番が逆だが、いじめ防止基本方針の方が条例より下位である。犯罪という理解については、犯罪の場合もあるけれども一概に言い切れる問題ではないので敢えてそのようにはしていないという回答になる。9番の規範意識については、職業柄しょっちゅう使っているので、何の違和感もなく読んでいたが、分かりにくいと言われるとそうなのか、ルールを守る意識とでも言い換えた方がよいのか。片仮名を使うのもどうなのかな。
尾高委員	規範とは。
原田副委員長	条例自体が規範である。規範をつくるところで、規範意識ではピンと来ないと言われると回答が難しい面はある。条例が規範なので、規範意識という言葉が当然出てくるという回答もあり得る。
小林委員長	この意見が伝えたいことは何となく分かる。どう答えたらよいのか。
山岸委員	絞って人権感覚を養うとか。
尾高委員	規範意識を指導しても心の闇は解決しない、規範意識という言葉自体がピンとこないし、分かりづらい、とてもズドンとくる。
小林委員長	何をしてはダメっていうのは通用しない、というのを言いたいのだと思う。
山岸委員	社会のルールではなく。
松嶋委員	親は子どもにちゃんと一般的なことを教えなさいみたい

	な感じか。
尾高委員	保護者が子どもに対しての指導だから法律ではない。法律も含め、やって良いことと悪いことがある。
山岸委員	このいじめの問題において、はっきり分かるようなもの、 というか、この人が分からない、分かりにくいと言うことが はっきり分かるものを具体的に出すとよいのか。
志波委員	規範という言葉がどのくらい社会で使われ、なじんでいる のか。
尾高委員	私は正直知らなかった。
川畑委員	使わない。
志波委員	使うかどうかもあるが、文書の中には出てくる。
松嶋委員	東京都には書いてあった。
尾高委員	糸魚川、八王子にも書いてある。
原田副委員長	法律の条文にある。
松嶋委員	なるほど、何かちょっと嫌な感じがする。
尾高委員	これだけでなく、一步先に進みたい。
松嶋委員	規範意識のために親が子どもに対してどのような指導を 行うのか、何を頑張らなくてはいけないのか。
山岸委員	いじめの問題は、ルールを守る守らないかの問題ではない と思う。情緒的なものというか、人を思いやる、相手の痛み を理解する、やってはいけないことなどの広くくりになり、 そういうことが分かるように育ててほしいということなの だと思う。それがうまく伝わるような言葉はあるのか。
松嶋委員	ここで急に思いやりなんて、人権尊重とか。
尾高委員	人権尊重とか相互理解とか。
松嶋委員	人として。
小林委員長	他者尊重。
山岸委員	広く捉えればそれが規範意識になる。

<p>尾高委員</p>	<p>京都市の第6条、保護者の責務、保護者は法第9条第1項から第3項までに規定する責務を有するほか、憲章および基本理念に則り、その監護する子どもがいじめを行うことがないようにその子どもを健やかかつ心豊かに育むよう努めなければならない。とてもかみ砕いて載っている。大津市は規範意識とは書いていない。第6条、保護者の責務、保護者は子どもの心情の理解に努め、子どもが心身共に安心し、安定して過ごせるよう、子どもを愛情をもって育むものとする、保護者はいじめは許されない行為であることを子どもに十分理解させるものとする、前2項において保護者は必要に応じて市または学校に相談、その他の支援を求めることができる、と書いてあり、規範意識を養うために指導という言葉は使っていない。</p>
<p>小林委員長</p>	<p>大津市は良い。</p>
<p>尾高委員</p>	<p>これなら保護者も当たり前だと思える。</p>
<p>小林委員長</p>	<p>規範意識に相当するものが入っている。</p>
<p>尾高委員</p>	<p>堅苦しくなくて、親も規範意識とは何かとはならない。親がおっかなびっくりになり、プレッシャーがかかる。</p>
<p>小林委員長</p>	<p>こんがらがったときに責め合うことになる。</p>
<p>尾高委員</p>	<p>東久留米市は、第7条、保護者の責務、保護者は子の教育について第一義的責任を有するものであり、いじめが児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであるとの認識の下、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し規範意識を養うために指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする、規範意識の前段に書くというものもある。でも、大津市が良い。</p>
<p>小林委員長</p>	<p>聞いてみて一番わかりやすい。</p>
<p>松嶋委員</p>	<p>8条の1だけ柔らかくなる。</p>
<p>志波委員</p>	<p>条文としてのバランスは、他の部分はかなり法律的に書かれている。</p>
<p>尾高委員</p>	<p>富士見市も規範意識は書いていない。富士見市は、第6条、保護者は子どもの教育に第一義的責任があることを認識し、子どもに対していじめは許されない行為であることを理解させるよう努めなければならない。</p>

松嶋委員	<p>規範意識って社会のルールを守るように子どもをしつけようという感じがする。法律とかに出てくる言葉なので。</p>
尾高委員	<p>社会のルールを守らせるのは親だけじゃなく全員。</p>
小林委員長	<p>法律の第2条、いじめをしてはならない、これがある。</p>
尾高委員	<p>保護者はいじめは許されない行為であることを子どもに十分理解させるものとするというのがある。</p>
小林委員長	<p>規範意識をかみ砕くとそのようになる。それならば大津市が言っていることの方が大事だと思うかである。実感をもっているという気はするが、そこだけ柔らかくなるかもしれない。</p>
尾高委員	<p>十分理解させるものとするっていうところが親の立場からすると結構きついと思う。子どもが十分理解してくれることなんてそうそうない。だけど、そういう風な努力をする。だったら当たり前である。</p>
小林委員長	<p>保護者が読んで、実感をもって分かるようにしてあげた方が良いのではないか。同じく、学校はというところは、学校の先生が実感をもって分かるように書いてあげた方が良いのではないかという気はする。</p>
尾高委員	<p>大津市が良い。</p>
小林委員長	<p>大津市は全国の専門家が集まってつくった。事件を受けて、教育学者たちによる質の良い文章が並んでいる感じがする。</p>
尾高委員	<p>大津市は市立学校に対して、自他の人権を守ろうとすること、公共心及び道徳的実践力を育成しなければならないなどきつく書いている。しかし、保護者に対しては温かく育てて、いじめは絶対許しちゃいけない行為であることを十分理解させてあげてという配慮がしてある。</p>
小林委員長	<p>大津市は事件があったので学校には厳しく書いてある。残り10分ほどだが、事務局から何かあるか。</p>
事務局(浜田)	<p>今の大津市の部分を取り入れると他の部分とのバランスが問題である。規範意識だけだと確かに弱い気がする。豊かな心と規範意識を育みくらいだったら入れられるかという気がする。</p>

小金井市いじめ防止条例検討委員会 会議録（第6回）

松嶋委員	<p>規範意識は保護者にとっては何それみたいな感じが強い。例えば社会の一員、子どもも一員だから、一員としての規範意識を養うために、愛情をもって育むように努めるではどうか。</p>
志波委員	<p>それだと、規範意識＝社会の一員、同じことの繰り返しという受けとめにならないか。</p>
松嶋委員	<p>規範意識っていう言葉は堅い言葉のイメージがある。そうではなく、子どもが社会の一員になるような感じを出したかったが、うまくいかない。</p>
志波委員	<p>規範意識ではなく、そういう表現に変えるのはどうか。</p>
松嶋委員	<p>規範意識を残してみたかったが。時間がないか</p>
尾高委員	<p>パブリックコメントでは、規範意識を指導しても心の闇は解決しないと思われている。それだけでは足りないという宿題を出されている。その宿題に言葉尻をとるだけではなくどう答えるか。</p>
松嶋委員	<p>愛情っていう言葉を入れてみた。</p>
尾高委員	<p>愛情をもって指導して、しかし、指導しただけでは。</p>
松嶋委員	<p>指導という言葉が。</p>
小林委員長	<p>規範意識にはきまりというイメージがある。</p>
尾高委員	<p>9番の方にととても大きい宿題を問われている気がする。</p>
事務局（浜田）	<p>できれば宿題として、意見いただくのはどうか。条例名と一緒に、2問。事務局に意見としていただき、ある程度まとめて、次回、案として出す。今、急にここで決めるのも難しいかと思う。</p>
小林委員長	<p>我々の宿題ということか。</p>
事務局（浜田）	<p>はい。</p>
小林委員長	<p>我々の宿題ということで、他のところについては。</p>
事務局（浜田）	<p>事務局で出す。</p>
事務局（西尾）	<p>条例案について事務局から1つ提案がある。13条のいじめ問題対策委員会と14条のいじめ問題調査委員会の委員</p>

の人数について、都や他市の条例を踏まえ、10人以内としてパブリックコメントに出した。人数について意見はなかったが、この期間、近隣の区市町村の状況を事務局で把握したところ、対策委員会の専門的知識を有する方というのが、主に、学識経験者として大学教授など、法律の専門家として弁護士など、心理の専門家として臨床心理士など、福祉の専門家として社会福祉士など、医療の専門家として診療精神科医などをメンバーとして選んでいる自治体が多かった。10人以内ではあるが、実際のところは5人程度で行っている自治体が多いということが分かった。1つの提案だが、10人以内としているが、こちらを5人以内とするのはどうかというのが事務局からの提案である。人数が半分になるので少ないという印象を持たれるかもしれないが、本日は時間がないので、人数を変更するのはどうかというのが事務局からの提案ということで、次回、意見を頂きたい。専門的知識を有するものというところは、現状では今の5つの職種の方を想定している。

5 事務連絡

- * 次回は8月7日（金）の午後3時から本庁舎第1会議室で開催することを伝える。
- * 次々回の第8回は9月に開催する予定だが、最終回なので教育長、学校教育部長の出席を考えている。日程は今後調整して連絡することを伝える。

小林委員長

人数と規範意識についてどうするのか宿題として考えてもらいたい。パブリックコメントは有難かった。読ませていただき、加害者のことを一番感じた。教員免許状講習などでいじめの話をするときには、被害者、加害者、支援をしなければいけない、両方しなければいけないと伝えている。外側の目というのはとても大切である。さらに良くなっていくことを願いながら、次回8月7日にお会いできればと思う。